

総務環境常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和8年3月5日(木)午前10時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	久保 史睦 君	委員	稲留 誠也 君
委員	町田 和己 君	委員	塩月 大志郎 君
委員	今村 純子 君	委員	野村 和人 君
委員	徳田 修和 君	委員	前島 広紀 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

副委員長 木野田 誠 君

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	石神 幸裕 君	総務課長	宮田 久志 君
財政課長	末増 あおい 君	財産管理課長	宗像 茂樹 君
総務課主幹	西村 賢三 君	財政課主幹	内村 光孝 君
総務部財産管理課主幹	向吉 孝司 君	総務課人事研修グループサブリーダー	生野 卓也 君
総務課人事研修グループ主事	満留 亮 君		
消防局長	川崎 敏朗 君	警防課長	福元 和博 君
予防課長	蔵元 博基 君	警防課課長補佐	日原 秀顕 君
予防課課長補佐	有馬 祐二 君	警防課消防団係長	鳥丸 一作 君
予防課予防係主査	日高 潤 君		
企画部長	藤崎 勝清 君	企画政策課長	野村 博昭 君
地域政策課長	森山 勇樹 君	市民活動推進課長	吉永 利行 君
農政畜産課長	有村 浩 君	建設政策課長	丸山 省吾 君
商工振興課長	肥後 克典 君	地域政策課主幹	今村 伸也 君
地域政策課地域活性化グループサブリーダー	西 真琴 君		

6 本委員会に出席した陳情説明者は次のとおりである。

なし

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 徳丸 慎一 君

8 本委員会の付託案件及び所管事務調査は次のとおりである。

議案第5号 霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について

議案第6号 霧島市職員の給与に関する条例及び霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

議案第8号 霧島市土地開発基金条例の一部改正について

議案第11号 霧島市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第12号 霧島市火災予防条例の一部改正について

議案第13号 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第14号 霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例の一部改正について

議案第15号 霧島市職員等の旅費に関する条例の全部改正について

議案第22号 霧島市過疎地域持続的発展計画について

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前10時00分」

○委員長（久保史睦君）

ただいまから総務環境常任委員会を開会します。本日は、去る2月24日の本会議で、当委員会に付託されました議案9件の審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、御手元に配付しました次第書に基づいて進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 議案第3号 霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正についてから

△ 議案第12号 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について  
まで

○委員長（久保史睦君）

それでは議案第5号、霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正についてから議案第15号霧島市職員等の旅費に関する条例の全部改正についてまで、以上4件を審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（石神幸裕君）

議案第5号「霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について」、議案第6号「霧島市職員の給与に関する条例及び霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」、議案第13号「霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」及び議案第15号「霧島市職員等の旅費に関する条例の全部改正について」、ご説明いたします。議案第5号「霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について」及び議案第13号「霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」は、令和7年人事院勧告を受けて、国家公務員の期末・勤勉手当の支給割合が引き上げられる改正給与法が成立したことから、国に準じて、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を変更するため、それぞれの条例について、所要の改正をしようとするものです。議案第6号「霧島市職員の給与に関する条例及び霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」も、人事院勧告や地方公共団体の改定措置等を考慮し、一般職員の給料月額、期末手当、勤勉手当及び宿日直手当の改正を行うため、本条例について、所要の改正をしようとするものです。次に、議案第15号「霧島市職員等の旅費に関する条例の全部改正について」は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、旅費の種類、旅費の計算方法等について全面的な見直しを行うため、所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、引き続き、総務課長が説明しますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○総務課長（宮田久志君）

まず、議案第5号「霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について」、議案第6号「霧島市職員の給与に関する条例及び霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」、議案第13号「霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。本市においては、例年、国の給与法改正を受け、第4回定例会に関係議案の提案を行っておりますが、国が人事院の勧告どおりに給与改定する見込みが12月に入ってからも見通せない状況であったことや、県内においても多数の自治体で国の法改正を待って議案を提案する動きであったことから、本市の条例改正を令和7年第4回定例会で提案することについては見送りました。その後、昨年12月16日に国の給与法改正案が参議院本会議で可決、12月24日に公布、施行となりましたので、改正内容を精査し、今回の定例会に条例改正の議案を提出いたしました。今回の国の給与法改正の主な内容は、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も全俸給表の引き上げ、期末・勤勉手当の引き上げ等です。新旧対照表の10ページから11ページをご覧ください。議案第5号「霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について」につきましては、第1条関係で令和7年4月

1日適用分を、第2条関係で令和8年4月1日適用分を定めています。内容は、本条例第2条第6項に規定している期末手当基礎額に乗じる率について、改正前は6月、12月とも100分の172.5でしたが、これを、改正後は6月が172.5、12月は100分の177.5へ改めようとするものです。また、同項について令和8年4月1日からは、6月、12月ともに、100分の175に改めようとするものです。これは、国の指定職・棒給表の適用を受ける職員の期末・勤勉手当の支給月数を0.05月分引上げること準じて、今年度は12月分に対応し、来年度からは6月、12月に均等に割り振って引き上げようとするものです。なお、新旧対照表22ページから23ページの議案第13号「霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」も議案第5号と同様の趣旨です。次に、新旧対照表の11ページをご覧ください。議案第6号「霧島市職員の給与に関する条例及び霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」につきましても、第1条におきまして、「霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について」の令和7年4月1日適用分としまして、宿日直手当の増額改正を行うとともに、12月分の期末手当及び勤勉手当の支給月数を職員・定年前再任用短時間勤務職員ともに、それぞれ0.025月分の引き上げ、また、別表でお示ししている職員の給料月額改定の規定を規定しております。なお、給料月額の改定は、高卒者に係る初任給を12,300円、大卒者に係る初任給を12,000円引き上げるなど、若年層に重点を置きつつ、他の職員についても引上げを行い、平均3.62%の改定をしています。次に、新旧対照表の16ページから17ページをご覧ください。第2条におきましては、同じく「霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について」の令和8年4月1日適用分として、期末手当及び勤勉手当の支給月数を職員・定年前再任用短時間勤務職員ともに、それぞれ0.05月分の引き上げを、6月、12月均等に0.025月分ずつ割り振って引き上げようとするものです。12ページからお示ししている別表で職員の給料月額改定の規定を規定しており、職務や職責をより重視した棒給体系等の改定をしています。第3条の「霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」は、令和7年4月1日適用分として、特定任期付職員の給料月額改定の規定と、12月分の期末手当及び勤勉手当の支給月数を、それぞれ0.025月分引き上げようとするものです。第4条の、同じく「霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」は、令和8年4月1日適用分として、特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数のそれぞれ0.05月分の引き上げを、6月、12月均等に0.025月分ずつ割り振って引き上げようとするものです。次に、議案の33ページをご覧ください。議案第15号「霧島市職員等の旅費に関する条例の全部改正について」は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、デジタル化の進展、旅行商品や販売方法の多様化、交通機関・料金体系の多様化、外国の宿泊料金の変動等、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、働き方改革に資する事務負担軽減や業務環境の改善を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び旅費の支給対象の見直しを行うほか、適正な支出を確保するため、「霧島市職員等の旅費に関する条例」の所要の改正を行おうとするものです。なお、本条例については、改正箇所が多数あることから全部改正とし、附則において、関係条例の改正を行うこととしています。今回の改正については、旅費の各種目について、定額支給から実費支給への見直しが重点となります。主な旅費の種目について本日準備いたしました資料で説明します。資料1ページをご覧ください。まず、主な変更種目内容について、説明します。第11条の鉄道賃については、急行料金、座席指定料金の距離制限を廃止する改正をしています。第14条については、名称を「車賃」から「その他交通費」に改め、単価を1キロメートルにつき37円から25円に改正しています。なお、改正後の単価については県の条例を参考として決定しています。第15条については、名称を「宿泊料」から「宿泊費」に改め、定額支給から、各県・海外地域ごとの上限付きの実費支給に変更し、その額については、『国家公務員等の旅費支給規程の別表第二』の宿泊費基準額の例により算出した額としています。国家公務員等の旅費支給規程別表第二については、資料2ページをご覧ください。改正後の条例では、市長、市議会議員は「指定職職員等」を、副市長、教育長、一般職員は「職務の級が十級以下の者」の宿泊費基準額を例により算出した額としています。第17条については、「日当」を廃止し、夕朝食代の掛かり増しを含む諸雑費に充てる旅費として「宿

泊手当」を新設し、その額については、『国家公務員等の旅費支給規程の別表第三』の宿泊手当の額の例により算出した額としています。国家公務員等の旅費支給規程別表第三については、資料3ページをご覧ください。第18条については、名称を「移転料」から「転居費」に改め、路程に応じた定額支給から、上限付きの実費支給へ改正しています。なお、その額については、転居の実態を勘案して規則で定めるものとしています。次に、その他の種目・内容について説明します。第12条の「船賃」については、改正前と取扱いについての変更はありません。第13条の「航空賃」については、文言を明文化しましたが、改正前と取扱いについての変更はありません。第16条の「包括宿泊費」については、新設となり、これまでパック料金についての文言がなかったものを明文化しています。改正前の条例第20条に規定していた「食卓料」については、第15条の「宿泊費」への改正に伴い、廃止しています。第19条については、名称を「着後手当」から「着後滞在費」に改め、5日分を上限に支給していた日当と宿泊料を、5夜分を上限に宿泊費と宿泊手当相当額を支給することに改正しています。第20条については、名称を「扶養親族移転料」から「家族移転費」に改め、年齢要件による減額規定を廃止して、同居する家族に支給するよう改正するとともに、職員に支給する額を上限ありの実費支給とすることに改正しています。なお、外国旅行の旅費については、全部改正前と同様に「国家公務員等の旅費に関する法律」を準用しています。議案の42ページをご覧ください。附則第1条において、施行期日を令和8年4月1日と定め、第2条から第6条までは、経過措置として全部改正後の旅費の適用時期等を規定しています。新旧対照表の25ページから29ページをご覧ください。附則第7条から附則第12条までについては、本条例の全部改正により、条例番号が変わることから、旧条例番号を引用している条例について、所要の改正を行うとともに、旅費種目を改正したこと等に伴い、改正が必要な条例について、所要の改正を行うものです。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（久保史睦君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑は議案ごとに行います。まず、議案第5号について質疑はありませんか。

○委員（徳田修和君）

課長口述の中で、県内においても多数の自治体で国の法改正を待って議案を提出する動きであったという趣旨の御発言ありましたが、県内自治体でもこの改定率というものを統一された形で上がっているのか、霧島市独自で算出した数字で改定されたのか、その確認をさせてください。

○総務課主幹（西村賢三君）

県内の自治体の全てをちょっと把握しているわけではないんですけど、把握している中で言いますと、ほぼ全ての自治体が同じような率を採用している状況であります。

○委員（野村和人君）

例年は第4回定例会に議案提出されていると。今回はちょっとずれてるわけですが、実際これによって職員の方々、お手間だったと思いますけども、どのような影響があり得るのか、実際そこまで影響はないというふうに考えていいのか、そこに対して確認をさせてください。

○総務課主幹（西村賢三君）

この人事院勧告による給与改定につきましては、昨年度、あとまた今年度もだったんですけど、それ以前は12月、第4回定例会、12月定例会に出すケースが多かったんですが、昨年度、今年度はそういった国の状況であるとか、そういった部分で、3月の第1回定例会に提案をしているということになります。やはり、第4回のほうでこういった条例を提案して、可決ができればもちろんその分早く、職員等に改定額がいくということで、やはりこういった物価高騰の影響とか、そういった部分では、今回3月での改定というのは、やはり影響があるものというふうには認識しているところです。

○委員（野村和人君）

時間の制約がある中で多忙ではあったのかなというふうに思うところがございます。その上でま

ず第5号の部分での、この給与改定による実際の具体的な金額が試算されておりましたら教えてください。

○総務課主幹（西村賢三君）

影響額といたしまして、市長のほうで5万6,350円。副市長のほうで4万3,930円。教育長のほうで4万5,380円の増加となっているところです。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありますか。それではないようですので、次に議案第6号について質疑はありませんか。

○委員（塩月大志郎君）

先ほどの口述書において、昨年12月16日に、国の給与法改正が行われたとありまして、今回は若年層に重点を置きつつ、その他職員も給与の引上げとありますが、若年層というのは一体何歳から何歳ぐらいを指すものなのでしょうか。ちょっと教えてください。

○総務課主幹（西村賢三君）

この若年層につきましては、年齢というよりは、どの俸給の対象になっているかという部分でありますので、入ったばかりの方が充てられる1級であるとか、2級とか、そういった方のところに重点を置きつつというふうになっているところです。

○委員（野村和人君）

この6号についても具体的な金額を試算されておりましたら教えてください。

○総務課主幹（西村賢三君）

総務課のほうで積算を行っております関係から、中央高校の教員と企業職員は除く一般職1,028名の影響額になりますが、給料のほうで1億2,963万2,000円。あと、職員手当等、期末勤勉手当等になりますが、こちらのほうで7,010万円、合計で1億9,973万2,000円というのが職員のほうの影響額となっているところです。

○委員（今村純子君）

この改定の周知についてはどのような方法を考えていらっしゃるのでしょうか。

○総務課主幹（西村賢三君）

今回の条例のほうで議決された段階で、職員庁内職員に対しましては庁内のグループウェアのほうで、支払い時期等も含め周知を行うこととしております。

○委員（前島広紀君）

資料の見方が分からなくて、6号についてなんですけれども、高卒者の初任給を1万2,300円、大卒者の初任給を1万2,000円引き上げるということで、新旧対照の10ページということになってるんですけど、ちょっと見方がよく分からないのでお聞きしたいんですけど、高卒者1万2,300円引上げたとき、それとも大卒者も同様に1万2,000円引上げたときの初任給は幾らになったのでしょうか。

○総務課主幹（西村賢三君）

新旧対照表12ページのほうをお開きいただきたいと思うんですけど、右が改正前で左が改正後ということで、改正後のほうのこの別表のほうになるんですけど、1級の5というのが、1級の欄の上から5番目の20万300円というのが、高卒の初任給ということになります。ページめくっていただきまして、新旧対照表の13ページのほうになりますが、こちらのまた同じく1級の25の23万2,000円。こちらが大卒の初任給ということになります。

○委員（野村和人君）

適用期間が令和7年と8年と混在している部分があるんですけど、ちょっとこれが理解ができませんけども、ちょっと御説明いただけないですか。

○総務課主幹（西村賢三君）

今回の人事院勧告の中では期末勤勉手当のほう合計で0.05月引き上げるというふうになっております。令和7年度につきましては、この分を0.05月分を12月の賞与で上げるというふうな取扱いを、毎回なんですけども、8年分になりますと、期末勤勉手当合計で0.05引上げられた分を、6月

の賞与と12月の賞与に分けて、6月に0.025、あと12月に0.025というふうな分け方をする関係で、7年度4月1日施行分は12月で0.05まとめてあげますよと。あと令和8年度以降は0.05月分を6月と12月に分けて支給しますというふうな形の規定になります。

○委員（野村和人君）

すいません、なかなか理解が追いつかないところですけども、賞与と給与の違い、単純なそれではないということになりますか。そのような感じで御説明いただくと、賞与は令和は7年の規定になってる。給与は8年の規定という認識でいいのかなというふうに思いますけどどうですか。

○委員長（久保史睦君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前10時32分」

「再開 午前10時33分」

○委員長（久保史睦君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○総務課主幹（西村賢三君）

令和7年の4月1日適用分の改正につきましては、今、私どものほうから説明がありましたけど、12月の賞与で0.05引き上げるといふ部分と、あとの給与が上がった分を4月に遡って、遡及して払うというのが、令和7年4月1日適用分ということになります、1条のほうですね。2条のほう、令和8年4月1日適用分というのは、先ほども説明しました0.05上がった賞与分を6月と12月に分けて支給しますというのが2条の令和8年4月1日適用ということになりますので、給与と期末の0.05引き上げを1条の令和7年4月1日適用分で改正をしまして、あと0.05引き上げる期末手当の6月と12月に令和8年は割って支給するという部分を2条で規定しているというふうになります。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、次に、議案第13号について質疑はありませんか。

○委員（野村和人君）

こちらについても、金額を試算されておりましたら教えてください。

○総務課主幹（西村賢三君）

議案13号関係につきましてはの影響額は、全体で58万8,036円となっております。こちらにつきましては、今年度の改正がございましたので、新旧議員対象になってくる関係で、人数も37名の方に一応支給というふうにしているところです。

○委員（町田和己君）

今の13号の件ですが、ほかの自治体との上げ幅の率というのはどうなんでしょうか。

○総務課主幹（西村賢三君）

申し訳ありません。市議会議員のほうの分については、他の市町村の分は把握していないところです。

○委員（徳田修和君）

議員報酬及び費用弁償等のこういった改正条例の改正につきましては、毎回ですけども、議員の報酬等に対して人事院勧告をもとにやって改正していくのはいかがなものかというような議論も出てくるわけですけども、そこら辺今回は何かそういったことに対する検討であったり議論というものがあったのでしょうか。

○総務課長（宮田久志君）

今、委員おっしゃられましたとおり、特別職に関してはこの人事委員勧告等の法的な拘束力というのではないものではございますが、一般職の改正との歩調、バランスを合わせることで職責に見合

った適正な処遇の維持、それから地方自治の健全な運営を担保する上でも妥当であるという判断のもと、今回改定を提案いたしております。

○総務課主幹（西村賢三君）

先ほど町田議員のほうから質問がありました県内他市の状況ですけど、今ちょっと確認ができたんですけど、一応、ほとんどの県内の自治体のほうが同じ率で引上げは行っているところです。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、次に、議案第15号について質疑はありませんか。

○委員（前島広紀君）

口述書のところで、第14条についてというところなんですけれども、名称を車賃からその他交通費に改めと、単価を1km37円から25円に改正していますというところなんですけれども、今までの私の記憶では、大体37円というのが普通だったように記憶しているところなんですけれども、いろんな物価が上がっていく中で、これが、下がった理由についてお伺いしたいと思います。

○総務課主幹（西村賢三君）

こちらの車賃の改正前のkm37円という単価につきましては、こちらの国家公務員の旅費法が改正する前に旅費法のほうでも1km当たり37円という規定があつて、それを霧島市のほうも、もう誕生以前からこの旅費法ができたときから、恐らく採用してきたところなんです。今回の国のほうがおっきな旅費法の改正をしまして、もう1km当たり37円という規定が国のほうはもう撤廃をしております。なのでkm当たりの単価というのはもう国は採用せず、あくまでも実費弁償という改正を行ったんですが、やはり霧島市のほうにつきましては、費用弁償を払う対象の方が、やはり附属機関の委員の方であったり、特別職であったり、そういった方々で車社会ということもあつて、やはりkmあたりでの単価というのは必要だというふうにまず判断をしたところなんです。積算根拠についてなんですけど、なかなか旅費法ももう法律ができたのは70年以上前かと思うんですけど、そのときの積算というのは、公共交通機関、バスであるとか、当時の列車であるとか、そういった部分の費用を用いて設定したというはあるんですけど、今回なくなった関係で我々も実際、どういう積算をするかというのは相当検討を重ねたところだったんですけど、やはり昨年県も県のほうに先立って旅費条例のほう、県の条例のほうを改正する中で、県のほうに先立ってkm25円というのを条例で設定をされた関係もありまして、やはり同じ県内で、距離的な部分であるとか、考えたときに、まちとしてもやはり県の単価を採用するのが妥当ではないかという判断に最終的に至りまして、今回この額で条例改正のほうを行っているところです。

○委員長（久保史睦君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時42分」

「再 開 午前10時45分」

○委員長（久保史睦君）

それでは再開をいたします。ほかにありませんか。

○委員（稲留誠也君）

第18条のところで移転料から転居費に改めというところの件なんですけれども、これが市独自規定で、条件付実費支給の変更というふうに説明がありましたけれども、これも国あるいは県の流れも踏まえて参考にした上での改正という認識でよろしいでしょうか。

○総務課主幹（西村賢三君）

こちらの18条の転居費につきましては、今のところの霧島市のほうで該当する職員というのが、長期派遣で市と県に行く職員であったり、あと予算は教育委員会なんですけど、中央高校の教員の方

等が対象にはなってきます。以前は距離で、あと定額という形で給付をしていた分を、国のほうはもう撤廃をして実費支給という形をとったところです。ただ市のほうが、今回は市独自規定で上限つきということにしたところだったんですけど、やはり引っ越しにかかる費用という部分でちょっとどこまでも認めていいのかといいますか、過去悩んだ事例も確かにあったんです。そういった例えば職員の引っ越しときに持っていくものは、それぞれの職員で違っている、どうしても持っていきたい大きなものであるとか、やはりそういうのは無制限に認めていいのかという議論もありまして、それだったらやはりきちっと見積りをももちろん業者から複数取るであるとか、あと今までも上限つきの部分で、もちろん対応できてきた部分もありますので、ちょっと市としましては無限に認めるのではなくて、今までと同程度の上限額というのを設けて、一応転居費のほうは出すというふうに決定をしたところです。

○委員（徳田修和君）

今回の改正自体が定額支給から実費支給への見直しが重点だということで、これら本市においてはどのような影響はあると考えられる。

○総務課主幹（西村賢三君）

まず一番大きな影響としましては、宿泊費ではないかと思います。宿泊費につきましては、これまで定額という形でやっております。県外であれば1万900円、どこ行ってもホテル代というのはそれより高かろうが安かろうが一応そういった定額というのを支給してた部分があるところを、昨今の物価高騰によって、実際もう今の1万900円という額で泊まれるホテルも泊まる日程によっては探すのが難しいという部分があることで、実際資料のほうの本日準備していただきました2ページ等で、各県における宿泊費の上限額というのを今回国のほうが設定をしているところです。やはり、ここにつきましてはどうしても、改正前よりも金額としては上がってくるかなとは思ってはおりますが、改正前の条例でもあったんですけども、やはり条例第6条のほうに、議案の36ページのほうになるんですが、一応旅費の計算の中では、最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行した場合によって計算するという前提もございますので、あわせて、あと35ページの4条第2項です。予算上、旅行の支出が可能である場合に限りというふうな規定もありますので、こちらとしましてはもちろんだうしても予算要求で、もちろん旅費の上限というのを設定されて、なおかつ、やはり最も経済的な形で計算するという部分を徹底をしていきたいと思っておりますので、ただやはり先ほど言いました宿泊料が各県によってばらつきが出て上がるというところは影響が出てくるかと思っております。

○委員（徳田修和君）

あと1点、今回の改正に伴い、口述の中にもデジタル化の推進という部分がうたっております。今回の改正でデジタル化の推進に対して、対応している部分というのはどういったところがあるんでしょう。

○総務課主幹（西村賢三君）

国におきましては、やはりそういった旅費に関する支給の中で、手続の簡素化というのも含めてデジタル化の促進ということで今回、国は旅費法の改正を行っております。霧島市のほうももちろんできる形でデジタル化というのは進めていきたいところなんですけど、まだ今現在の段階で、改正前の手続と、極端にデジタル化が進んだという部分は、設定ができていない状況ではあるんですが、手続の簡素化という面では、これまで改正前の旅費というのには必ず職員個人に一旦支払いを行って、そこから旅行代理店に払ったり、ホテルに払ったりという部分があったんですけども、今回の包括宿泊費というものが新しくできまして、職員個人には払わず、旅行代理店からの請求で直接払えるという部分もできてきますので、そちらについては事務の簡素化というの進めていけるのではないかと。また、あわせて、また施行後、デジタル化につきましても、積極的にこちらのほうとしては進めていきたいと考えているところです。

○委員（野村和人君）

私もこの宿泊のところについてお尋ねさせていただきたいと思います。昨今のホテルは金額が変動が激しい状況かなというふうに思います。早く予約したほうが安くとれる場合、また逆に直前のほうがキャンセル料も含めて安くなる場合とかいったこともありますけども、現実的にどのような視点でそこを精査していくことになっていくのか、お示しいただければと思います。

○総務課主幹（西村賢三君）

これまでもなんですが、そういった旅費の予算を要求する際に、市のほうでは関東方面であれば幾らとか、あと関西方面であれば幾らというある程度目安のまず航空費といいますか、そういったのをまず設定はします。それにその他バス、電車代、かかる費用であるとか、あと以前の定額の宿泊費を足したのを1出張、業務に係る出張費として設定をして積み上げを行っております。なので、そういった形で予算を計上している関係もあるので、今言いました予算上の航空券の上限、あと公共交通機関につきましては公共単価といいますか、そういった部分の料金、あと今回、国のほうの各県ごとの宿泊費というのを全て足した合計額というのが上限というふうになってくるかと思えます。なので、その中の予算の範囲内で、どうしてもホテル代が超えてしまう場合は、予算の範囲内であればそれはそれで構わないという形で今のところは考えているところです。

○委員（野村和人君）

早く予約できたりできなかつたりすることもあると思うんですけど、そこについては個人のタイミングということで認識していいのかなというふうにも思ったところですけども、また、実際の処理の仕方として、今まで定額でしたら、事前払いというのもなくはなかったのかなというふうに思いますが、処理の方法としてどのような手段になっていくのか、確認をさせてください。

○総務課主幹（西村賢三君）

処理の方法につきましても、やはり今回改正の大きな部分というのが実費支給ということになりますので、これまで定額支給で求めていなかった領収書というのは求めてくることになるので、それにつきまして、やはりそういった事務の処理が増えるというふうに認識をしているところです。

○委員（野村和人君）

これまでがどうだったかあれですけど、立替払いということになるということによろしいですか。

○総務課主幹（西村賢三君）

旅費の支払いについては、これまでどおり先に概算払いというのもできるところは以前と変わってないところです。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、これで議案第5号から議案第15号までに対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時55分」

「再 開 午前10時58分」

○委員長（久保史睦君）

会議を再開します。

○総務課主幹（西村賢三君）

発言の訂正をお願いいたします。議案第13号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての、野村議員からの質問の中で、議員の影響額を聴かれた際の人数のところを私のほうが37人と発言したんですけど、正しくは34人が正しい数字です。訂正しておわびいたします。申し訳ありませんでした。

○委員長（久保史睦君）

それではここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時59分」

「再 開 午前11時02分」

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第8号霧島市土地開発基金条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（石神幸裕君）

議案第8号 霧島市土地開発基金条例の一部改正については、本条例に処分規定を追加し、基金の有効活用を図るため、所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、引き続き、財産管理課長がご説明しますので、よろしくご審査いただきますようお願い申し上げます。

○財産管理課長（宗像茂樹君）

「議案第8号 霧島市土地開発基金条例の一部改正について」ご説明いたします。今回の条例改正の内容は、霧島市土地開発基金で所有している現金の有効活用を図るため、本条例に基金の処分規定を追加するものです。新旧対照表で説明します。新旧対照表の18ページをご覧ください。第7条に「処分」に関する条項として、基金の一部を処分することができることを新設するものです。その他の条の改正については、新設する条の挿入による条ずれに伴う改正となります。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（久保史睦君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（徳田修和君）

今回の条例の一部改正についてを行うことで、ある程度自由な処分ができるようになるのかなというふうに思いますが、これまでに何かこういった運用する点において不都合な事例があったのかまた今後自由な処分ができるような体制をとって何か新しく取り組む計画等があるのか、お示しをください。

○財政課長（末増あおい君）

まず、これまで、何か不具合があったかということをおっしゃるとそれはございません。次に、何か具体的な予定があるのかと伺いますと、現時点ではこの土地開発基金のほうを処分して何か具体的な活用予定があるわけではございませんけれども、本市の財政運営が毎年度多額の基金を繰入れなければならない、当初予算編成が行えない厳しい状況でございまして、令和8年度の当初予算時点における令和8年度末の財政調整基金残高見込みも約45億9,000万円となっております。今年度令和7年度末が70億円程度ありますので、25億円程度減少する見込みでございまして、このようなことから今回処分規定を追加することで、必要なときに取崩しができるようにということで、条例改正を行うものです。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第8号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時06分」

「再 開 午前11時07分」

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第11号、霧島市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○消防局長（川崎敏朗君）

議案第11号、霧島市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について説明いたします。令和8年第1回霧島市議会定例会 議案の25～26ページをご覧ください。議案第11号「霧島市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」は、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正」により、最近における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養にかかる補償基礎額の加算額が改定されたことに伴い、本条例について所要の改正をしようとするものです。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（久保史睦君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（徳田修和君）

公務災害補償条例の一部改正ということで、本市の近年の公務災害の状況というものがお分かりであればお示してください。

○警防課課長補佐（日原秀顕君）

今年度は0件になります、今のところですね。6年度に1件、5年度のほうも件数はございませんでした。近年はこのような状況です。

○委員（徳田修和君）

第5条3項のところでは請求できる方ですかね、(1)から(5)まで新旧対照表の20ページですが、(1)22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子というところから、(5)まで重度心身障害者まで示されているわけですが、今回ここから配偶者が外されたところの経緯、根拠のところをお示してください。

○警防課長（福元和博君）

この改正につきましては、第219回臨時国会で可決された一般職の職員の給与に関する法律案の一部改正により、それと昨年度成立いたしました一般職の職員の給与に関する法律の一部改正の法律によりまして、扶養手当等が改正されております。それに伴いまして、これらのことを受けまして、今回、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令においても配偶者の受給がなくなっております。

○委員（徳田修和君）

国のほうで変わったということですが、その配偶者を外すべきことになった理由というものは何か把握されてないですか。国のほうで変わって配偶者外すようになってるから外したんだよというような感じなんですかね。何かそこら辺の具体的な理由等が分かれば。

○警防課課長補佐（日原秀顕君）

恐らくは今このような状況で配偶者の方も働いておられる現状が多いというところが一番のことではないかなというふうに考えているところです。

○委員（町田和己君）

第5条第2項第2号中の9,700円を1万円に改めると、300円増額されてるわけですが、これの根拠をお示し頂ければ。

○警防課課長補佐（日原秀顕君）

この金額もこの条例改正のほうはですね、ほぼ、毎年度少しずつ、このような金額の幅で改正が行われているのが現状であります。この幅については、もうこの国からの通知をもとに、このまま受けているところであります。

○委員（野村和人君）

こちらについては、現実的に財源はどういう形になるのか、民間ですと保険とかいろいろあるのかな、また別途保険に入ってらっしゃるのかな、それぞれがですね。そのような認識はどのようにお考えでしょうか。

○警防課課長補佐（日原秀顕君）

この災害補償は国の法律に基づいて共済金をかけております。非常備消防費という消防団運営事業の中にあります、負担金補助及び交付金の中で掛金を掛けさせていただいております、それで支払いを支出しているところでもあります。

○委員（野村和人君）

こちらの責任としては、これだけの補償をするということですが、各個、別途保険なりかかってらっしゃると御認識なのかお示してください。

○警防課課長補佐（日原秀顕君）

消防団員はこのほかに福祉共済という基金があります。それは霧島市消防団は全員加入していただいているんですけども、そっから掛金を払ってそれでも補償をしているところでもあります。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それではないようですので、これで議案第11号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時16分」

「再 開 午前11時18分」

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第12号、霧島市火災予防条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○消防局長（川崎敏朗君）

議案第12号「霧島市火災予防条例の一部改正について」ご説明いたします。議案第12号につきましては、近年のサウナブームを背景に、屋外等に設置されるテント型やバレル型サウナが全国的に増加している状況を受け、これまでサウナ設備として規制が適用されていた可搬式サウナ等のうち、消費熱量が小さい一定範囲のサウナ設備について、総務省消防庁主催の防火安全対策に関する検討会による検証結果を踏まえ、今般、消防法令等の関係省令が改正されたことに伴い、本条例についても所要の改正をしようとするものです。また、令和6年1月1日に発生した能登半島地震を受けて開催された「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」において、大規模地震発生時の電気火災対策が重要であるとされたことをうけて関係省令が改正され、市町村条例における感震ブレーカーの普及の促進が明記されたことに伴い、本条例に列記されている住宅における火災予防対策に、「感震ブレーカー」の普及啓発に関する規定を加えようとするものです。その詳細につきましては、引き続き、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○予防課長（蔵元博基君）

議案第12号「霧島市火災予防条例の一部改正について」の主な改正点について、新旧対照表でご説明いたします。改正の概要につきましては、サウナ設備を固定式と簡易式に区分し、簡易式については実態に応じた安全基準を新たに定めるものです。新旧対照表の21ページをお開きください。従来のサウナ設備を第7条の3「一般サウナ設備」と名称変更し、第7条の2に新たにテント型やバレル型のものを「簡易サウナ設備」として区分しました。また、「簡易サウナ設備」の離隔距離に関する基準につきましては、これまでの一律の数値による制限ではなく、製造メーカー等が行う試験により得られた実効性のある離隔距離となり、利用者の安全性及び利便性の両立を図ることができると考えております。なお、適正な設置運営が維持されるよう「簡易サウナ設備」を設置する際には、一般サウナ設備と同様に、消防機関への設置の届出を義務付けることとしました。次に22ページをお開きください。令和6年1月1日に発生した能登半島地震により、輪島市で発生した大規

模火災を受けて開催された、「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」において、大規模地震発生時における電気火災対策が重要であるとされたことを踏まえ、関係省令が改正され、市町村条例における感震ブレーカーの普及の促進が明記されたことから、第29条の7第1項に住宅における火災予防対策として、「感震ブレーカー」の普及啓発に関する規定を加えるものです。以上の改正により、近年、需要が増えている「簡易サウナ設備」に対応した安全性の基準が明確となり、実効性のある規制が行えることから、火災発生未然防止に繋がると考えます。また、本条例の住宅における火災予防を推進する施策に、感震ブレーカー設置の普及を追加することで、地震発災時の電気火災発生リスクの低減に繋がると考えます。以上で説明を終わります。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（久保史睦君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（塩月大志郎君）

お伺いしたいのが、まず口述で今回のサウナに関しですけれども、近年サウナブームがあるというふうにおっしゃっておりますが、昨年12月に起きたサウナでの火災、それも背景にあるんでしょうか。

○予防課課長補佐（有馬祐二君）

ただいま議員が言われました東京での痛ましいプライベートサウナであった事故は記憶に新しいところだと思っております。今言われたとおり、東京であったやつは建物の中であった火災であって、今回の改正は、屋外に設置する小型のものという形で、この事故が起こる前から改正の準備が進んでおりましたので、東京の火災とは全く関係がないという御理解でいいかと思います。

○委員（稲留誠也君）

この簡易サウナ設備に関してなんですけれども、もう既に、霧島市内にも簡易サウナ設備、グランピング施設ですとかそういったところで多く設置をされているという認識ですけれども、今回新たに簡易サウナ設備も設置する際に、消防機関への設置の届出を義務づけするというふうに、御説明いただきましたけれども、これは今既に設置している事業所の方というのは、追加でこれから届出をしないといけないという認識でよろしいでしょうか。

○予防課課長補佐（有馬祐二君）

今言われたとおり、この改正前はこの簡易サウナと言われるものもサウナとして規制しておりましたので、従前の届出が必要でしたので届出はされているという状況となっております。

○委員（今村純子君）

この簡易サウナにおいて、本市の中で何かトラブルがあったりとか、何かこう事故があったりとか、そういったことはありましたでしょうか。

○予防課長（蔵元博基君）

本市におきまして、簡易サウナにおける事故等の報告は、現在のところございません。

○委員（野村和人君）

口述のところでは感震ブレーカーについてですが、関係省令が改正され市町村条例における感震ブレーカーの普及の促進が明記されたことからとあります。これは、他市の条例が明記されていたから今回うちの条例も変えるという認識でよろしかったですか。

○予防課課長補佐（有馬祐二君）

この感震ブレーカーというのが本市の火災予防条例に追加された背景といたしましては、ちょっと昔でいけば、阪神淡路大震災、それと東日本大震災、最近でいえば能登半島の地震での火災等が記憶に新しいと思っておりますけれども、その辺の背景を踏まえまして、内閣府のほうで防災基本計画と国の防災の基本の計画とかありますけれども、そういうものを経ていって、火災予防条例でも感震ブレーカーの設置促進をしたほうがいいだろうということで、全国的に火災予防条例に追加された

ものと御理解いただければと思います。

○委員長（久保史睦君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時27分」

---

「再開 午前11時27分」

○委員長（久保史睦君）

それでは会議を再開いたします。

○予防課課長補佐（有馬祐二君）

すいません、ちょっと質問の回答が間違っておりました。本市の火災予防条例に追加されたのは、火災予防条例の大元、消防庁が全国的にこのような形で統一したルールブックみたいなものを、火災予防条例（例）というものを出しておりますので、国のほうでそれに感震ブレーカーが追記されたということで、本市においても条例改正を行ったという形となっております。

○委員長（久保史睦君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時28分」

---

「再開 午前11時29分」

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○予防課課長補佐（有馬祐二君）

度々ちょっと回答がよろしくなくて申し訳ございません。先ほど言われたとおり、感震ブレーカーという文言が本市の条例に入るのは初めてでございます。他市のほうでもまだ入ってなくて、国のほうで、火災予防条例（例）というルールブックみたいな、全国の統一したルールブックみたいなものがございますので、そちらが改正されたことによって、全国の各市町村、各自治体も感震ブレーカーという文言を追記したという御理解でよろしいかと思っております。

○委員（野村和人君）

その上で、この感震ブレーカーを普及啓発していきたい、普及の促進を図りたいということですが、どのような形で普及していこうと考えていらっしゃるかをお願いします。

○予防課長（蔵元博基君）

普及促進ということで市のホームページ、また広報誌、あと、消防の各種講習会や避難訓練での周知、あと昨年に消防フェスタというのが11月に開催されたんですけども、そのときは業者さんからデモ機を借りて、それを展示して、来ていただいた市民の方々に、周知活動等を行いました。

○委員（前島広紀君）

今の件に関連してなんですけれども、条例で付けるようにということになれば、これまず感震ブレーカーというのは、普通の家庭には一般的にブレーカーというのがあると思うわけなんですけれども、どうするのか、例えば火災報知器のように、どっかお店で買って、ぽっとつければ簡単にできるのか、現在あるブレーカーにどうする、どういうふうにするのか、自分でできるのか、業者に頼まないといけないのか、その辺りをお伺いしたいと思います。

○予防課長（蔵元博基君）

現在、感震ブレーカーに大きく四つの種類がございまして、一つが分電盤タイプの内臓型ということで、分電盤台に内蔵されたセンサーが揺れを感知して、ブレーカーを落として電気を遮断するものでございます。これにつきましては、電気工事が必要になってくるということになります。もう一つも同じ種類なんですけど、分電盤タイプで後付け型ということで、分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合にこれは設置可能ということで、この2種

類につきましては電気工事が必要なタイプとなります。三つ目としまして、コンセントタイプということで、コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知して、コンセントから電気を遮断するタイプとなります。これにつきましては、電気工事が不要なタイプとなります。もう一つが簡易タイプで、バネの作動や重りの落下によってブレーカーを落として電気を遮断するというので、これもユーザーが自ら取付けということで、電気工事が不要ということになります。あと、すいません、ちょっとコンセントタイプで、これはコンセントの差し込み型は電気工事が不要で、コンセントの埋め込み型につきましては、電気工事が必要となるというふうになります。

○委員（前島広紀君）

いろんな方法があるということは分かったわけなんですけれども、実際各家庭でそれを活用しようとするときに、簡単にできるのかどうかというところがちょっと疑問に思ったところなんですけれども、条例で制定された場合には、これはもう必ずそれをしないとイケなくなるのかそうではないのか、お伺いしたいと思います。

○予防課長（蔵元博基君）

現在、普及啓発という意味の努力義務となりますので、費用等もかかるということから、消防局としてはまずは普及啓発、感震ブレーカー自体を知らない市民の方もたくさんいらっしゃると思いますので、まずはその周知を行って、その後、そのような設置促進につなげていければというふうに思っております。

○委員長（久保史睦君）

ちょっとしばらく休憩します。

「休憩 午前11時35分」

「再開 午前11時35分」

○委員長（久保史睦君）

休憩前に引き続き再開いたします。

○委員長（久保史睦君）

委員からありましたことにつきまして義務ではなく、普及促進という考え方で条例でうたわさしていただいております。

○委員（今村純子君）

電気工事が不要なものコンセントタイプのものいろいろあるんですが、費用面で、実際金額的にどのぐらいかかるものなんでしょうか。

○予防課長（蔵元博基君）

先ほど説明しました分電盤タイプの内蔵型のものが約5万円から8万円、分電盤タイプの後付け型が約2万円、コンセントタイプのものが約5,000から2万円。簡易タイプにつきましては3,000円から4,000円程度となっております。

○委員（徳田修和君）

感震ブレーカーにおきましては、普及の努力規定ということですので、今後また市内の普及率の調査であったりとか、そういったものは当面は考えてないという理解でよろしいんですね。あくまでも普及啓発ということで、普及率調査をして何%まで普及率を高めていこうとかそういったような目的ではないというふうに理解してよろしいですか。

○予防課課長補佐（有馬祐二君）

今議員の言われたとおり、普及率について今から、議案が議決された後に努力義務となりますので、その普及率の調査ということは今のところ考えておりません。しかしながら、感震ブレーカーというのは非常に認知度が低いと私どもは考えておりますので、先ほどから申し上げているとおり、やはり普及啓発に力を入れていきたいなと考えているところでございます。

○委員（町田和己君）

先ほどのサウナの話にちょっと戻るんですけども、現在霧島市で設置されているこの区分が分かれた簡易式のほうに関して、現在どれぐらいあるのか、また、この新しい安全基準を定めたということでこれに引っかかるようなものが現在あるのか、教えていただければと思います。

○予防課課長補佐（有馬祐二君）

件数についてですけども、現在、簡易式サウナと一般的に呼ばれるもの、これをちょっと正式に調査したわけではないですけども、各署所の聞き取りとか、そういうので6基程度今あるというふうに認識をしております。しかしながら、サウナを設置するとなると、保健所の旅館業法とか公衆浴場衛生法という法律のもとに許可を取らなければならないことになっております。今保健所と情報共有をしております、サウナがあるかないかとか、開口部がきちんと簡単に開くかとか、緊急ブザーがあるかないかとか、そういう詳細な実態把握を保健所から提供していただいて、把握している段階となっておりますので、今後それらをちょっと精査しながら検査であったり調査であったり行っていければと考えているところでございます。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、これで議案第12号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時40分」

「再 開 午前11時42分」

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第22号、霧島市過疎地域持続的発展計画について審査します。執行部の説明を求めます。

○企画部長（藤崎勝清君）

議案第22号、霧島市過疎地域持続的発展計画につきまして、当該計画の法的な位置付けや概要等については、本日お配りしております「霧島市過疎地域持続的発展計画の概要について」のとおりです。本資料につきましては、これまでの経緯や過疎計画の概要についての審査資料の配布要望がありましたので、事前に委員長に了解をいただき、追加で配布しております。当審査資料を基に、地域政策課長が概要を説明いたしますので、ご審査賜りますようよろしくお願いいたします。

○地域政策課長（森山勇樹君）

それでは、お手元の「霧島市過疎地域持続的発展計画の概要について」に基づき、ご説明します。我が国では、昭和30年代以降の日本経済の高度成長に伴い、農山漁村地域から都市地域に向けて若者を中心として大きな人口移動が起こり、都市地域においては人口の集中による過密問題が発生する一方、農山漁村地域では人口の減少により地域社会の基礎的生活条件の確保にも支障をきたすような、いわゆる過疎問題が生じました。これに対処するため、昭和45年に議員立法により10年間の時限立法として「過疎地域対策緊急措置法」が制定され、その後も、過疎地域の振興のために五次にわたって議員立法として制定され、時代に対応した過疎対策が行われてきました。現行の「過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法」は、旧法である「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末で期限を迎えるにあたり、令和3年4月1日に施行され、令和13年3月31までを期限とする10年間の時限立法として制定されました。同法に基づき、令和3年10月に「霧島市過疎地域持続的発展計画」として、令和3年度から令和7年度までの前期5年間の過疎計画を策定しており、今年度で当該過疎計画が終期を迎えることから、令和8年度から令和12年度までの後期5年間の過疎計画を策定するものです。各種施策の項目にあるとおり、過疎計画を策定することで過疎対策事業債や国庫補助金の補助率のかさ上げなどの支援を受けることができます。資料の1ページの下には、過疎対象地域を掲載しています。本市では、旧横川町、旧牧園町、旧福山町、旧霧島町が過疎地域

に該当します。2ページをご覧ください。過疎地域に該当するかどうかは、人口要件（人口減少率）と財政力要件に基づき判定し、本市では、旧横川町、旧牧園町、旧福山町が人口要件（長期①）に、旧霧島町が人口要件（長期②）に該当します。また、本市は、合併前の旧市町村単位で人口要件のいずれかを満たす「一部過疎」の自治体となります。3ページをご覧ください。計画の位置付けについては、本市の総合計画に適合させるとともに、市の各種計画とも整合を図り策定します。計画の構成については、第1章から第13章の各章において、過疎地域の状況を踏まえ、地域の特性を活かした構成内容を定めることとなっています。4ページをご覧ください。過疎計画は、法に基づき事前に県と協議を行った上で、当該市町村議会の議決を経て策定することとされており、素案について県と協議が整ったことから、今定例会において議案として提出したところです。以上で、説明を終わります。

○委員長（久保史睦君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（徳田修和君）

今回、後期5年間の過疎計画を策定するものということですが、前期の計画を踏まえて後期で特別目立った取組であったり、改善されていく点等がありましたらお示してください。

○地域政策課長（森山勇樹君）

今これまでの経緯を申し上げましたけれども、令和3年の3月に新法が施行されまして、前回策定した過疎計画のほうで、内容の項目等大幅な変更を行っているところです。具体的には対象地域に、前回から新たに霧島地域を加えるとともに、移住定住、地域間交流の促進、人材育成といった項目や地域における情報化などの項目を追加をして大きな変更を行ったところです。そのようなことから、今回策定しました計画案については、基本的に現計画のほうを踏襲しながら、地域の現状や住民の皆様の御意見等を踏まえた見直しを行っているところです。事業に掲載している個別の事業につきましても、現在の状況に応じて、また見直しを行い修正や追加削除等を行ったところです。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、これで議案第22号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時50分」

「再 開 午前11時51分」

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第14号、霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○企画部長（藤崎勝清君）

それでは、議案第14号、霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例の一部改正について、説明いたします。本定例会議案の31から32ページです。移住定住促進補助制度につきましては、平成20年度から中山間地域等への移住促進を主な目的として取り組んでいるところです。今回の条例の一部改正については、補助対象期間を令和8年4月1日から令和11年3月31日とし、当該補助制度の延長を図るとともに、年齢要件や加算等の見直しを行うことにより、本市における移住定住の更なる促進を図るため、本条例の所要の改正を行おうとするものです。なお、本議案による補助制度の見直しの内容について、現行制度と比較した表を補足説明資料として作成し、事前に委員長の了解を得たうえで本日提出しております。詳細につきましては、当該資料に基づき、地域政策課長が説明しますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○地域政策課長（森山勇樹君）

それでは、議案第14号、霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例の一部改正の詳細について、ご説明いたします。補足説明資料の霧島市移住定住促進補助制度比較表をご覧ください。はじめに、本補助制度における中山間地域、市街地の区分については、現行制度から変更はなく、中山間地域は、溝辺、横川、牧園、霧島、福山における全ての区域と、国分、隼人の一部の区域とし、市街地は当該中山間地域以外の区域で、いわゆる国分、隼人における市街地を指します。次に、補助金の種別について、基本項目である住宅取得補助金（新築・中古）、住宅増改築補助金、家賃補助金のいずれにおいても、中山間地域と市街地におけるそれぞれの補助内容や補助金の額については、現行制度から変更していません。次に、加算の部分について、現行制度では、40歳未満の既婚者が、配偶者と同居する場合、又は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、いわゆる高校生以下の子と同居し、かつ、これを扶養している場合のいずれかに該当するときは、若年・子育て加算金として、一律30万円を加算していました。これに対し新制度では、若年夫婦に対する加算と、高校生以下の子に対する加算を分割し、40歳未満の夫婦世帯に対して若年加算として一律20万円、高校生以下の子を扶養する世帯に対して子育て加算として、子1人当たり10万円、最大30万円を加算することとしています。これらの加算は併給可能なため、加算額は最大で50万円となります。また、現行制度では、全ての補助金について、補助対象者の年齢要件を60歳未満としていましたが、新制度では、住宅取得補助金と中古購入と併せた増改築補助金について、年齢要件を撤廃し、60歳以上にも拡大しています。以上で説明を終わります。

○委員長（久保史睦君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（稲留誠也君）

今御説明いただいたところで1点質問ですが、若年子育て加算に関して、これまでの制度では、高校生以下または40歳未満世帯一律30万円の支給から、若年と子育て加算それぞれ分けるということで説明を頂きました。そこで、実際にお子さんが例えば3人いるとマックス50万円までいくということですがそこは幅が広がったのかなという認識ではいるんですけども、一方で、単身世帯ですとか、あるいはお子さんがいらっしゃる御夫婦のみの世帯に関しては、今までの支給額30万円からするとマイナス10万円の20万円というふうになっていると認識しておりますが、お子さんがいらっしゃる世帯ですとか単身世帯が増えている現状もあるのかなというふうに推測はするのですが、この変更に至った背景等があれば教えていただければと思います。

○地域政策課長（森山勇樹君）

これまでいろいろ相談を受ける中で、子育て加算についてのことについても今お話が出ておりますけれども、現在給付金ですとか、その他の市町村においても、子ども1人当たりに着目した給付というものができてきておりますので、そういった背景も踏まえ、子育て世帯、若年世帯に加算という意味では維持をしながら、より子どもが多い世帯に重点的な支援となるように、子ども1人当たりで見直しをしたところですよ。

○委員（徳田修和君）

今回の若年加算、子育て加算につきましては、この条例が改正後のスタートということで、今年度、そのような方々がいらっしゃる場合に、ちょっと遡及措置といいますか、その方も対象になるとかそういったことはないと理解してよろしいですか。

○地域政策課主幹（今村伸也君）

制度の改正の特例措置ということで設けているところですよ。経過措置に関しましては、条例の附則に定めております。旧制度を適用するものであったり、新制度を受けるものであったりということですよ。

○地域政策課地域活性化グループサブリーダー（西 真琴君）

現行制度での期間中に補助要件を満たし、新制度の期間中に交付申請を行ったものについては、現行制度の適用を受けるものとします。例えば令和7年度中に住宅取得をして、転入までした方については、現行の制度で、加算のほうは一律30万円となります。8年度以降転入したものについては新しい制度を適用することとなっております。

○委員（前島広紀君）

お伺いしたいんですけども、新制度では住宅取得補助金と中古購入と合わせた増改築補助金について年齢条件を撤廃したという、60歳以上にも拡大しているということなんですけれども、こういうことになった背景といいますか、高齢者というか60歳以上の方もいいよっていうことになった背景をお伺いしたいと思います。

○企画部長（藤崎勝清君）

背景ということで少し長くなりますけれども、まず、この制度を設けたのが、昭和22年から昭和24年に生まれました、いわゆる団塊の世代の方々が、ちょうど60歳を迎えるのが平成19年から21年、この頃に非常に多くの方々が60歳で退職して、その当時であれば、リタイアして余生をゆっくり暮らそうというような形の中で、帰郷を促すUターンであったり、Iターン、そういったのをターゲットとしてまず取り組んだ経緯があります。その後、時代が変わる中で、今度はその方々が高齢化になるということになりますと、さらに高齢化が進むということで、総合戦略で今後の将来推計人口を見たときに、やはり若年層に力を入れてその方々が子育てをして子どもさんがまた青年になっていってまた子どもを産んでいただくというような、そういったものに力を入れるべきとところが途中の総合戦略の中で出てきたことから、年齢を引下げた経緯があります。この段階で、65歳という年齢制限をさらに年齢撤廃としたことについては、もう皆さん御存じのとおり、60歳定年ではなくて、60歳後も現役として働いていただける方、特に中山間地域であれば、こういった方々、60歳の方々が地域に帰ってきていただいて、これまでの経験等を踏まえて、皆さんよく御存じだと思いますけども、地域で自治会の役員をしていただいたりとか、いろんなスポーツ交流の中での役を担っていただいたりとか、そういった形で、今後こういった60歳以上の方々も地域で活躍していただけるとそういったものを十分考慮した形で今回、大きく転換した改正内容になっておりますので、前向きに特に先ほど、過疎計画でも議論いただきましたけれども、過疎対策の一つとしてこのような制度が活用していただければというふうに考えております。

○委員（野村和人君）

今回で若年加算等を設定していただきました。これまでも40歳未満という線を引いてたわけですけども、改めてこの40歳未満という線に至った背景というか、何かアンケートとか、また実際に調査とかそういったものが何かあった上で、40歳未満という線を引かれたのか確認をさせてください。

○地域政策課主幹（今村伸也君）

補助金を受給する方については、アンケートをとっております。その中で、30代、40代の方からの子育て世帯への補助が少ないのではないかなというようなこともございまして、40歳は維持しつつ、新制度でも維持するという形で設けたところであります。

○委員（野村和人君）

その上で、あくまでこれ定住促進に関するということで、本会議場でもちょっとあったように思いますけども、定住率なものがはっきりと、補助を頂いた方々がどのような状況になっているのか、今アンケートもとってらっしゃるといふことであれば、どこまで把握されているのか確認させてください。

○地域政策課長（森山勇樹君）

この補助制度については議員御指摘のとおりアンケートをとっておりまして、そもそもの制度のつくりとしまして、移住して最初に補助金総額の2分の1をまず支給をします。それから、家賃補助であれば3年間定住後、増改築とか住宅の取得であれば、5年経過後に最終補助金として残りの2分の1を支給する形になっておりますので、その時点で居住のほうの確認をしまして、居住把握

をしているところです。

○委員（野村和人君）

2回目の補助をお支払いした後の状況というのほどこまで把握されてますか。

○地域政策課長（森山勇樹君）

2回目の補助金交付後については確認を行っていないところです。

○委員（塩月大志郎君）

先ほど野村委員の質問に対してのお答えがちょっと分からなかったんで教えていただきたいのですが、アンケートをとっていらっやって、30代、40代に対しての子育て支援が足りないということの御答弁でしたが、なのに40歳から線を引かれたということですか。

○地域政策課主幹（今村伸也君）

今までの現行制度が40歳未満ということもありまして、そこまで含めて新制度で変えるのではなくて、そういう意見もあったんですけども、現行制度を維持しつつ、一律で30万円という形を若年加算と子育て加算に分けたという形になります。

○企画部長（藤崎勝清君）

ただいまの説明でこれまでやってきた40歳未満を引き継いでいるというのは今の状況なんですけども、たしか総合戦略を策定するときに、推計人口でどの年代が入ってきて、どの年代が移住していただいて、その年代層が出生、死亡して、次の段階で50歳、60歳になられたときに、次の年代がまた、人口を増やしていく、そういった統計情報の中で、おおむね40歳以下のところに手厚くすることによって、次の20年後、30年後の人口に影響してくるとというのは、ある程度のデータもあったかと思います。ただいま塩月議員が言われた、野村議員も恐らく思っらっしゃると思いますけれども、今後出生する年齢層というのが、やはり高年齢化してくるということも、今後データで出てくるかと思しますので、例えばもう50歳代で中学生、高校生を抱えて生活してらっしゃるということも、今後はやはり時代の流れの中では想定されていきます。この計画については、一般的に5年程度で見直しを図っていくんですけども、状況が変化が激しいということで、3年程度の見直しを行っております。本日の御意見も踏まえながら、今回、年齢制限を撤廃したという大きな変換をいたしましたので、ここの40歳という線についても、今後の人口動向、そういった出生率の動向、出産の年齢適齢期であったり出産の動向等もやはりデータとして分析しながら検討してまいりたいと考えております。

○委員（塩月大志郎君）

一つ確認をさせてください。この40歳世帯というのは、夫婦ともに40歳未満ということですか。

○地域政策課主幹（今村伸也君）

世帯責任者が補助金の対象者になるんですけど、その方が40歳未満ということになります。

○委員（徳田修和君）

今回基本項目、加算項目ともにやはり市街地のほうには変更はなかったわけですけども、市街地に対する移住促進の取組、ここら辺は、今回は議論はなかったのでしょうか。

○地域政策課長（森山勇樹君）

今回、その点についても議論を行ったんですけども、やはり市街地につきましては、合併後、その時点で結果が出ている令和2年度の国勢調査の結果で見たときに、やはり国分隼人地区についてはまだ人口が増加傾向にあったということがありました。また、そのような中で、国のほうの移住支援金、これについては、移住元が東京圏に限られるとか、移住した後の仕事の要件など一定の要件はあるんですけども、市街地を含めて、市全域について、国の交付金を活用しながら運用できるということで、そちらのほうを一応適用という従来どおりの考え方で、今回見直しについて行ったところです。

○委員（今村純子君）

新制度の補助金が60歳以上に拡大されたということなんですけども、これは単身者でも利用できるも

のなんでしょうか。

○地域政策課長（森山勇樹君）

単身者でも利用できます。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、これで議案第14号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後0時11分」

「再 開 午後1時11分」

#### △ 委員間討議、議案処理

#### △ 議案第5号 霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。委員間討議、議案処理に入ります。議案番号順に行います。それでは、議案第5号、霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第5号について討論に入ります。討論はありませんか。討論なしと認めます。採決します。議案第5号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第5号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第6号 霧島市職員の給与に関する条例及び霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

次に議案第6号、霧島市職員の給与に関する条例及び霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第6号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第6号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第6号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第8号 霧島市土地開発基金条例の一部改正について

次に議案第8号、霧島市土地開発基金条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見

はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第8号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第8号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第8号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第11号 霧島市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

次に議案第11号、霧島市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第11号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第11号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第11号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第12号 霧島市火災予防条例の一部改正について

次に議案第12号、霧島市火災予防条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第12号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第12号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第12号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第13号 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

次に議案第13号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第13号について討論に入ります。討論はありませんか。

んか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第13号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第13号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第14号 霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例の一部改正について

次に議案第14号、霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

##### ○委員（野村和人君）

今回若年加算、子育て加算という枠をつくっていただきました。40歳未満というラインについて、部長のほうでも答弁ありましたけども、今後の見直しの課題であるという認識をしていることをお示しいただきました。しっかりと社会情勢を把握しながら制度設計をお願いしたいと思います。ただ、定住促進事業ではありますが、2回目の支給後の定住率、定住の状況を把握していないということは、この補助金の活用についての効果検証ができていないことにもつながると思います。市内在住しているのかどうかということですので、そんなに把握が難しいとは思いません。今後しっかりと把握し、検証した上で、今後の制度設計につなげていただきたいと思います。

##### ○委員（前島広紀君）

あわせまして、今回の改正におきまして、年齢制限が撤廃されて、60歳以上の方にも、補助が適用されるようになったことにつきまして、説明がございましたように、現在においてはもう60歳以上でも、元気な高齢者が多いということで、こういう方たちが中山間地域に移住して来てくれることによって、地域の活性化が図れるのではないかなというふうに感じたところです。

##### ○委員（稲留誠也君）

あわせまして、先ほどの議論の中にもありましたけれども、現在の対象地域において中山間地域と国分隼人の中山間エリアに限られているということですが、霧島市への総人口としてこれから減少社会に入っていく中で、より柔軟な移住支援としまして、ある程度人口が集中しております。また移住ニーズも高いと思われる国分隼人の市街地中心地域におきましても、支援拡大ということをお願いを申し上げます。

##### ○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第14号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第14号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第14号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第15号 霧島市職員等の旅費に関する条例の全部改正について

次に、議案第15号、霧島市職員等の旅費に関する条例の全部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第15号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第15号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第15号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第22号 霧島市過疎地域持続的発展計画について

次に議案第22号、霧島市過疎地域持続的発展計画について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

##### ○委員（町田和己君）

次期霧島市過疎地域持続的発展計画についてですが、現在の3町に加えて旧霧島町を追加したということで、きめ細やかな過疎地域対策をするには、旧市町村だけにとどまらず、各地域の実情に合わせた対策が必要ではないかなと思います。

##### ○委員（今村純子君）

この霧島市過疎地域持続的発展計画の中の人口のデータがあるんですが、これが令和2年度になってるんです。計画が8年度から12年度までの計画になってますので、今の時点で6年前に当たりますので、これが12年度になったときに、10年前のデータとして比較がされるということになりますので、もし、これが最新のデータだとは思いますが、新しいデータが出たときに比較ができるような形で記載ができればいいのかなと思いました。

##### ○委員（久保史睦君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので議案処理に入ります。議案第22号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第22号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第22号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で議案9件の審査を終わります。

#### △ 委員長報告に付け加える点

次に、付託議案に係る委員長報告に付け加える点について御意見はありませんか。ある場合は、議案番号とその内容を御発言ください。よろしいでしょうか。それでは、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。議案第5号、議案第6号及び議案第13号については、

3月12日の本会議で、残りの議案6件については、3月26日の本会議で表決となりますので、それぞれ委員長報告を行います。これで付託された案件の審査を終了いたします。

#### △ 閉会中の所管事務調査について

次に閉会中の所管事務調査について協議します。御意見はありませんか。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後1時25分」

---

「再 開 午後1時52分」

#### ○委員（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き再開いたします。それでは、閉会中の所管事務調査については、総務環境常任委員会の所管事項についてとすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきたいと思えます。

#### △ その他

その他として、皆様から何かございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ないようですので、以上で本日の総務環境常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 1時53分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 久保 史睦